

寝屋川市防災会議条例

昭和 40 年 4 月 9 日

条例第 13 号

改正 昭和 40 年 8 月 13 日条例第 32 号

昭和 43 年 4 月 1 日条例第 12 号

昭和 47 年 6 月 16 日条例第 25 号

平成 11 年 12 月 22 日条例第 17 号

平成 17 年 3 月 30 日条例第 1 号

平成 24 年 9 月 25 日条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、寝屋川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 11 条例 17・平 17 条例 1・一部改正)

(定義)

第 1 条の 2 この条例で用いる用語の意義は、法の例による。

(平 17 条例 1・追加)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 寝屋川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて寝屋川市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平 11 条例 17・平 24 条例 17・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 大阪府の職員
 - (3) 大阪府警察の警察官
 - (4) 寝屋川市の職員
 - (5) 寝屋川市教育委員会の教育長
 - (6) 枚方寝屋川消防組合消防本部消防長及び寝屋川市消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(平 11 条例 17・平 17 条例 1・平 24 条例 17・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 調査する事項に関係する地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員
 - (3) 大阪府の職員
 - (4) 寝屋川市の職員

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平 11 条例 17・旧第5条繰上・一部改正、平 17 条例 1・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平 11 条例 17・旧第6条繰上・一部改正、平 17 条例 1・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 40 年条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 4 月 9 日から適用する。

附 則（昭和 43 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（「第 16 条第 5 項」を「第 16 条第 6 項」に改める部分に限る。）は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 12 年 4 月 1 日）

附 則（平成 17 年条例第 1 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 17 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、この条例による改正後の寝屋川市防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により委嘱する委員の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成 25 年 5 月 31 日までとする。

資料 1－2 寝屋川市防災会議の構成

防災会議条例における規定	機 関 名 等
会 長	寝屋川市（市長）
指定地方行政機関の職員	近畿農政局 大阪府拠点
	国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
大阪府の職員	大阪府枚方土木事務所
大阪府警察の警察官	大阪府寝屋川警察署
寝屋川市の職員	寝屋川市（副市長）
	寝屋川市 危機管理部（理事、部長）
寝屋川市教育委員会の教育長	寝屋川市教育委員会
枚方寝屋川消防組合消防長及び寝屋川市消防団長	枚方寝屋川消防組合
	寝屋川市消防団
指定公共機関及び指定地方公共機関の職員	西日本電信電話株式会社 関西支店
	関西電力送配電株式会社
	大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部
	淀川左岸水防事務組合
	京阪電気鉄道株式会社 鉄道営業部
	京阪バス株式会社 交野営業所
	西日本旅客鉄道株式会社 四条駅
	日本郵便株式会社 寝屋川郵便局
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	一般社団法人寝屋川市医師会
	寝屋川市防犯協会
	寝屋川市消防団
	寝屋川市社会福祉協議会
	寝屋川市民活動ネット・なかま
	寝屋川市民生委員児童委員協議会
	寝屋川市国際交流協会
	寝屋川地区人権擁護委員会

寝屋川市災害対策本部条例

昭和 40 年 4 月 9 日

条例第 14 号

改正 平成 11 年 12 月 22 日条例第 18 号

平成 24 年 9 月 25 日条例第 18 号

平成 25 年 3 月 25 日条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 37 条において準用する同法第 26 条の規定に基づき、寝屋川市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 11 条例 18・平 24 条例 18・平 25 条例 6・一部改正)

(職務)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、寝屋川市の職員のうちから、市長が任命する。

(平 11 条例 18・平 25 条例 6・一部改正)

(会議)

第 3 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他寝屋川市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(平 25 条例 6・追加)

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(平 11 条例 18・一部改正、平 25 条例 6・旧第 3 条繰下)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(平 11 条例 18・一部改正、平 25 条例 6・旧第 4 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 6 号)

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) の施行の日から施行する。

資料 1 - 4 寝屋川市災害警戒本部事務分掌

班	本部員 (主担部)	所 掌 事 務
各班 共通	各部局共通 総務担当課	1. 部局内の連絡調整及び本部連絡員の派遣に関すること
各班 共通	各部局共通 全 所 属	1. 部局内の配備、動員、構成に関すること 2. 部局に関する情報の収集、調査及び報告に関すること 3. 部局の防災行政無線運用に関すること 4. 部局関連の市民広報広聴に関すること 5. 部局に属する指定避難所の開設及び運営協力に関すること 6. 部局関係機関、団体との連絡、調整及び応援要請に関すること 7. 部局に属する施設の災害対策・被害調査・二次災害の防止及び避難所転用に関すること 8. 部局に必要な資機材、車両等の調達に関すること 9. 他部局の応援に関すること 10. その他本部長が必要と認める事項

班	本部員 (主担部)	所 掌 事 務
広報班	経営企画部長 経営企画部 監査事務局 公平委員会事務局	1. 災害に伴う市民相談に関すること 2. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 3. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること
財務班	財務部長 財 務 部 会 計 室	1. 災害対策関係予算その他財務及び関係資料の作成報告に関すること 2. 庁内放送に関すること 3. 災害時の電話交換及び市民通報受付電話の設置に関すること 4. 庁舎及び電気施設等の安全対策に関すること 5. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 6. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること
調査・被害対策班	市民サービス部長 市民サービス部	1. 被災証明事務に関すること 2. 広域相互並びに各部局の応援による被害調査（人的及び住家）体制の確立及び実施に関すること 3. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 4. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること

班	本部員 (主担部)	所 掌 事 務
本部事務局班	危機管理部長 危機管理部	1. 本部会議の設置・運営補助、開催連絡等に関する事 2. 気象情報等の収集・伝達に関する事 3. 災害に係る情報の掌握に関する事 4. 本部長の指示、命令の伝達、本部会議の進行運営に関する事 5. 防災行政無線の通信統制・運用に関する事 6. 大阪府及び各関係機関との連絡調整及び応援要請等に関する事 7. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容に関する事 8. 各部局の応援による避難収容体制の確立及び実施に関する事 9. 避難所での必要物資（食料、飲料水、生活必需品等）の需要把握、支給等に関する事 10. 避難所のボランティア要請に関する事 11. 避難指示等の発令に関する事
	市民活動部長 市民活動部	1. 大阪府、日本赤十字社大阪府支部（災害見舞品の支給等）、協定市町等の各関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事 2. 自治会、地域協働協議会（防災に関する部会）等との連絡調整に関する事 3. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事 4. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関する事
総務班	総務部長 総務部 選挙管理委員会事務局	1. 職員の動員及び配置調整に関する事 2. 公務災害補償、その他職員に対する給付及び援助に関する事 3. 職員の給食及び給与に関する事 4. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事 5. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関する事
保健医療調整班 (市保健医療調整本部)	健康部長 健康部	1. 災害時医療体制の確立に関する事 2. 人的被害、医療機関の被災状況等災害時医療情報の収集及び伝達に関する事 3. 医療救護所の設置に関する事 4. 市災害医療センターの設置に関する事 5. 大阪府、災害拠点病院、医師会及び病院協会等との応援要請及び連絡調整に関する事 6. 保健医療調整本部の設置及び保健医療活動チームの確保、活動調整に関する事 7. 防疫計画、作業隊の活動計画及び実施に関する事 8. 防疫薬品及び資材の整備に関する事 9. 衛生害虫の駆除に関する事 10. 動物の保護等に関する事 11. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事

(震災対策時は施設警戒班)	住宅・産業・公園班	都市デザイン部長 都市デザイン部	1. 住宅及び市有建築物の応急危険度判定に関する事 2. 倒壊家屋対策に関する事 3. 住宅確保に係る関係機関との連絡調整及び入居相談に関する事 4. 所管施設の応急復旧に関する事 5. 公園の被害調査、二次災害及び応急復旧の防止に関する事 6. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事 7. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関する事
	道路・土砂対策班	都市管理部長 都市管理部	1. 道路、橋梁等の被害調査、二次災害及び応急復旧の防止に関する事 2. 災害用重機、資機材、車両等の調達、要員の確保についての計画及び実施に関する事 3. 道路交通規制に関する事 4. 道路交通情報の収集及び広報に関する事 5. 土木建設業者への協力依頼に関する事 6. 浸水地区の被害調査、報告に関する事 7. 道路等の障害物除去に関する事 8. 道路関係機関との連絡調整に関する事 9. 土砂災害警戒区域等の防災パトロールの実施、二次災害の防止及び応急復旧に関する事 10. 開発事業の監視及び応急措置等関係業者への対策指導に関する事 11. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事 12. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関する事
	水防班	上下水道局長 上下水道局	1. 下水道施設、橋梁、河川、水路、水防ため池等の被害調査、二次災害の防止及び応急復旧に関する事 2. 災害用重機、資機材、車両等の調達、災害派遣要員の確保についての計画及び実施に関する事 3. 土木建設及び下水道工事業者への協力依頼に関する事 4. 水防活動体制の確立及び実施に関する事 5. 浸水被害の調査、報告に関する事 6. 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 7. 配水場等の管理及び水質管理に関する事 8. 応急給水用資機材の確保及び調達に関する事
	警戒班	担当部局長 環境部 福祉部 こども部 教育委員会 議会事務局	1. 他班への協力に関する事 2. 各施設の災害対策及び被害状況調査に関する事 3. 南海トラフ地震の警戒宣言に伴う所管施設の管理及び利用者の安全対策に関する事 4. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事 5. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関する事

資料 1 - 5 寝屋川市災害対策本部事務分掌

班	部（主担課）	所 掌 事 務
各班共通	各部局共通 総務担当課	1. 当該部局間の連絡調整及び災害対策本部又は災害警戒本部（以下「本部」という。）の連絡員の派遣に関すること。
各班共通	各部局共通 全 所 属	1. 部局内の災害応急対策計画の策定に関すること 2. 部局内の配備、動員、構成に関すること 3. 部局に関する情報の収集、調査及び報告に関すること 4. 部局の防災行政無線運用に関すること 5. 部局関連の市民広報広聴に関すること 6. 防災行政無線設置施設における市民広報に関すること 7. 部局に属する指定避難所の開設及び運営協力に関すること 8. 部局関係機関、団体との応援要請及び連絡調整に関すること 9. 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること 10. 当該部局が所管する施設の災害対策、被害調査、二次災害の防止及び避難所の転用に関すること 11. 部局に必要な資機材、車両等の調達に関すること 12. 部局の人員、資機材等の輸送に関すること 13. 部局に関するボランティアの活動に関すること 14. 部局関連の災害記録に関すること 15. 当該部局に関連する事務に係る災害救助事務に関すること 16. 他部局の応援に関すること

班	部（主担課）	所 掌 事 務
秘書班	経営企画部 秘書課	1. 被災地区の視察及び慰問に関すること 2. 国・府に対する緊急要望に関すること 3. 災害視察者及び見舞者の受入に関すること
広報班	経営企画部 企画一課 企画二課 企画三課 企画四課 DX推進室 監査事務局 公平委員会事務局	1. 避難指示等に係る緊急広報の実施に関すること 2. 災害広報の実施及び総括に関すること 3. 報道機関への緊急報道要請及び連絡調整に関すること 4. 災害時の広域連携の調整に関すること 5. 被害状況の写真記録に関すること 6. 災害に伴う市民相談に関すること 7. 災害復興事業の企画立案及び関係部局間の調整に関すること 8. 本部市民通報等受付の総括に関すること 9. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること

班	部（主担課）	所 掌 事 務
財務班	財務部 財 政 課 資 産 管 理 課 会 計 室	1. 災害対策関係予算その他財務及び関係資料の作成報告に関すること 2. 義援金の保管及び災害関係費の出納に関すること 3. 庁内放送に関すること 4. 災害時の電話交換及び市民通報受付電話の設置に関すること 5. 本庁舎の電力の確保に関すること 6. 市有財産の災害対策及び被害調査に関すること 7. 応急物資、食料等の輸送等に関すること 8. 車両及び燃料の確保、運用並びに民間運送会社への協力依頼に関すること 9. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 10. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること。
	危機管理部 防 災 課 監 察 課 人権・男女共同参画課 消費生活センター	1. 気象情報等の収集・伝達に関すること 2. 災害に係る情報の掌握に関すること 3. 本部の設置・運営及び解散に関すること 4. 避難指示等の発令に関すること 5. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容に関すること 6. 各部局の応援による避難収容体制の確立及び実施に関すること 7. 避難所での必要物資（食料、飲料水、生活必需品等）の需要把握、支給等に関すること 8. 避難所におけるボランティア要請に関すること 9. 本部長の指示、命令の伝達、本部会議の進行運営に関すること 10. 指定緊急避難場所及び指定避難所以外の避難可能施設の緊急把握、手配、使用依頼に関すること 11. 防災行政無線の通信統制・運用に関すること 12. 自衛隊の災害派遣要請及び受入に関すること 13. 防災会議に関すること 14. 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される事務の把握に関すること 15. 災害見舞金、弔慰金等の支給等に関すること 16. 災害に伴う各種情報の管理及び災害記録に関すること。 17. 本部会議の設置・運営補助、開催連絡等に関すること
本部事務局班	市民活動部 市民活動振興室 文化スポーツ室	1. 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること 2. 大阪府、日本赤十字社大阪府支部への災害見舞品の支給等に関すること 3. 自治会、地域協働協議会等との連絡調整に関すること。 4. 文化財の被害調査及び復旧に関すること 5. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 6. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること。

班	部（主担課）	所 掌 事 務
総務班	総務部 総務課 契約課 人事室 選挙管理委員会事務局	1. 職員の動員及び配置調整に関すること 2. 災害対策要員の確保、従事命令・公用令書の発行に関すること 3. 公務災害補償、その他職員に対する給付及び援助に関すること 4. 職員の給食及び給与に関すること 5. 職員の労務管理及び装備に関すること 6. 各部間の連絡調整に関すること。 7. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること。 8. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること。
調査・被害対策班	市民サービス部 サービス指導課 シティ・ステーション	1. り災・被災証明の発行事務に関すること 2. 被害に伴う市税等の納税緩和措置等に関すること 3. 被害調査（人的及び住家）の実施及び総括並びに本部への報告に関すること 4. 広域相互並びに各部局の応援による人的被害及び物的被害の調査体制の確立及び実施に関すること 5. 遺体の処置、収容、火葬及び葬祭業者への協力要請に関すること 6. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 7. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること
環境班	環境部 環境総務課 環境保全課 環境事業課	1. 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること 2. 災害廃棄物の収集、運搬、処理に関すること 3. 災害時におけるごみの収集処理計画及び実施に関すること 4. 清掃作業に必要な人員及び機械器具の確保に関すること 5. ごみ収集業者、し尿くみ取り業者への協力要請及び指導監督に関すること 6. 塵芥収集等広域応援の受入調整に関すること 7. 災害時におけるし尿の収集処理計画及び実施に関すること 8. 避難所のごみ、し尿収集及び処理に関すること 9. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 10. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること。 11. 仮設トイレの調達及び設置に関すること。

班	部（主担課）	所 掌 事 務
保健医療調整班（市保健医療調整本部）	健康部 保健総務課 保健衛生課 保健予防課 健康づくり推進課	1. 災害時医療体制の確立及び実施に関すること 2. 人的被害、医療機関の被災状況等災害時医療情報の収集及び伝達に関すること 3. 医療救護所の設置に関すること 4. 市災害医療センターの設置に関すること 5. 大阪府、災害拠点病院、医師会及び病院協会等との応援要請及び連絡調整に関すること 6. 保健医療調整本部の編成及び保健医療活動チームの確保並びに活動調整に関すること 7. 負傷者の後方医療機関への搬送等の活動調整に関すること 8. 医薬品、衛生材料等の備蓄・調達及び輸送に関すること 9. 感染症対策に関すること 10. 食品衛生及び保健衛生に関すること 11. 被災者及び応急仮設住宅入居者の保健福祉相談等に関すること 12. 防疫計画、作業隊の活動計画及び実施に関すること 13. 防疫薬品及び資材の整備に関すること 14. 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること 15. 衛生害虫の駆除に関すること 16. 動物の保護等に関すること 17. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること
福祉・こども班	福祉部 福祉総務課 指導監査課 保護課 高齢介護室 障害福祉課	1. 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること 2. 所管施設等利用者の安全確保に関すること 3. 大阪府、寝屋川市社会福祉協議会等との応援要請及び連絡調整に関すること 4. 避難行動要支援者の掌握及び支援並びに関係機関等との調整に関すること 5. 避難行動要支援者の福祉避難所への避難収容に関すること 6. 市内外からのボランティアの受付、活動調整に関すること 7. 所管施設の避難所、災害派遣要員、ボランティア等の受入施設への転用に関すること 8. 行方不明者の受付に関すること 9. 被災者、応急仮設住宅入居者の保健福祉相談等に関すること 10. 義援金品の受付配分及び災害生業資金等の貸付に関すること 11. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 12. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること

班	部（主担課）	所 掌 事 務
	こども部 こどもを守る課 子育て支援課 子育てリフレッシュ館 保 育 課	1. 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること 2. 所管施設等利用者の安全確保に関すること 3. 被災者、応急仮設住宅入居者の保健福祉相談等に関すること 4. 保育所及び市立認定こども園の休所又は開所措置及び臨時保育に関すること 5. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 6. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること
住宅・産業・公園班	都市デザイン部 都 市 一 課 都 市 二 課 都 市 三 課 都 市 四 課	1. 住宅確保に係る関係機関との連絡調整及び入居相談に関すること 2. 応急仮設住宅の建設、入居者受付等及び維持管理に関すること 3. 都市災害復旧、復興に関する調査、計画に関すること 4. 所管施設の応急復旧に関すること 5. 民間及び市が所有する建築物の応急危険度判定に関すること 6. 倒壊家屋対策に関すること 7. 食料及び生活必需品等の調達に係る購入契約並びに業者への協力要請に関すること 8. 商工業関係の被害調査に関すること 9. 商工業関係者との連絡調整及び指導に関すること 10. 食料、生活必需品等の流通及び物価の安定監視に関すること 11. 中小企業の災害復旧資金の斡旋に関すること 12. 農産業等の被害調査に関すること 13. ため池等の監視及びため池管理者との連絡に関すること 14. 公園の被害調査、二次災害及び応急復旧の防止に関すること 15. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること。 16. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること。

班	部（主担課）	所 掌 事 務
道路・土砂対策班	都市管理部 道路管理課 道路建設課 交通政策課 審査指導課 建築営繕課	1. 道路、橋梁等の被害調査、二次災害及び応急復旧の防止に関すること 2. 道路交通情報の収集及び広報に関すること 3. 災害用重機、資機材、車両等の調達、災害派遣要員の確保についての計画及び実施に関すること 4. 道路交通規制に関すること 5. 土木建設業者への協力依頼に関すること 6. 宅地の防災パトロールの実施に関すること 7. 浸水被害の調査及び報告に関すること 8. 道路等の障害物除去に関すること 9. 土砂災害警戒区域等の防災パトロールの実施、二次災害の防止及び応急復旧に関すること 10. 開発事業の監視及び応急措置等関係業者への対策指導に関すること 11. 市民通報等受付員の派遣に関すること 12. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること
（水防班）	上下水道局 下水道事業室	1. 下水道施設、橋梁、河川、水路、水防ため池等の被害調査、二次災害の防止及び応急復旧に関すること 2. 災害用重機、資機材、車両等の調達、災害派遣要員の確保についての計画及び実施に関すること 3. 土木建設及び下水道工事業者への協力依頼に関すること 4. 水防活動体制の確立及び実施に関すること 5. 浸水被害の調査、報告に関すること 6. 河川等の障害物除去に関すること 7. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 8. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること
給水班	上下水道局 経営総務課 水道事業課	1. 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2. 配水場等の管理及び水質管理に関すること 3. 応急給水用資機材の確保及び調達に関すること 4. 被災地区及び避難所への応急給水計画の策定及び実施に関すること 5. 断水及び応急給水についての広報等に関すること 6. 水道工事業者への協力依頼に関すること 7. 広域給水応援の受入調整に関すること 8. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 9. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること

班	部（主担課）	所 掌 事 務
教育班	教育委員会事務局 教育政策総務課 施設給食課 学務課 教育指導課 総合教育研修センター 社会教育推進課 中央図書館	1. 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること 2. 園児、児童、生徒の被災状況の調査及び教材、学用品の給付に関すること 3. 避難所の開設等に対する協力に関すること 4. 応急教育施設の使用協力依頼、転用に関すること 5. 応急教育の実施に関すること 6. 被災者の炊き出しに関すること 7. 園児、児童、生徒の避難誘導等安全対策に関すること 8. 休校、休園等の措置に関すること 9. 災害時の教職員の動員、確保及び応急配置に関すること 10. 通学路（園）の点検及び安全確保に関すること 11. 教育関係団体への協力要請に関すること 12. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 13. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること
連絡班 市議会	議会事務局 議会事務局	1. 議会との連絡調整、報告、情報処理及び連携に関すること 2. 避難者の誘導、指定緊急避難場所や指定避難所の開設、管理、運営及び収容の応援に関すること

資料 1 - 6 項目別 担当部局等一覧表

編		章・節	担当部局
総則・災害予防対策	第2部 災害予防対策	第1章 災害に強いまちづくり	
		第1節 都市の防災機能の強化	危機管理部・環境部・都市デザイン部・都市管理部・上下水道局・関係機関
		第2節 建築物の安全強化	まちづくり推進部・施設所管部局・枚方寝屋川消防組合
		第3節 水害予防対策の推進	危機管理部・福祉部・こども部・都市デザイン部・都市管理部・上下水道局
		第4節 土砂災害予防対策の推進	危機管理部・福祉部・こども部・都市デザイン部・都市管理部
		第5節 危険物等災害予防対策の推進	府・枚方寝屋川消防組合
		第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	全部局
		第2章 災害応急対策・復旧対策への備え	
		第1節 総合的防災体制の整備	全部局・関係機関
		第2節 情報収集伝達体制の整備	経営企画部・市民活動部・危機管理部・福祉部・こども部・都市管理部
		第3節 火災予防対策の推進	市・枚方寝屋川消防組合
		第4節 消火・救助・救急体制の整備	危機管理部・枚方寝屋川消防組合・消防団
		第5節 災害時医療救護体制の整備	健康部・関係機関
		第6節 緊急輸送体制の整備	財務部・危機管理部・都市管理部・関係機関
		第7節 避難収容体制の整備	全部局
		第8節 緊急物資確保体制の整備	全部局
		第9節 ライフライン確保体制の整備	都市管理部・上下水道局・関係機関
		第10節 交通確保体制の整備	都市管理部・関係機関
		第11節 帰宅困難者支援体制の整備	危機管理部
		第3章 地域防災力の向上	
		第1節 防災意識の高揚	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関
		第2節 要配慮者対策	経営企画部・市民活動部・危機管理部・健康部・福祉部・こども部
		第3節 自主防災体制の整備	市民活動部・危機管理部・枚方寝屋川消防組合
		第4節 ボランティアの活動環境の整備	市民活動部・危機管理部・健康部・福祉部・こども部
		第5節 企業防災の促進	危機管理部・都市デザイン部
地震災害応急対策・復旧対策	第1部 地震災害応急対策	第1章 初動期の活動	
		第1節 組織動員	全部局
		第2節 災害情報の収集伝達	全部局・関係機関
		第3節 災害広報・広聴活動	経営企画部・関係機関
		第4節 広域応援等の要請・受入れ	経営企画部・財務部・市民活動部・危機管理部・総務部・健康部・福祉部・こども部
		第5節 災害緊急事態	全部局・関係機関
		第6節 自衛隊の災害派遣	危機管理部
		第7節 消防計画	枚方寝屋川消防組合・消防団
		第8節 救助・救急活動	福祉部・こども部・枚方寝屋川消防組合・消防団・寝屋川警察署・関係機関
		第9節 医療救護活動	健康部・関係機関
		第10節 避難の指示及び誘導	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関
		第11節 二次災害の防止	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関
		第12節 緊急輸送活動	全部局・関係機関
		第13節 交通規制	都市管理部・寝屋川警察署・関係機関
		第14節 ライフラインの緊急対応	都市管理部・上下水道局・関係機関
		第15節 交通の安全確保	都市管理部・関係機関
		第2章 応急復旧期の活動	

編		章・節	担当部局	
地震災害 応急対策・ 復旧対策	第1部 地震災害 応急対策	第1節	災害救助法の適用	全部局
		第2節	指定避難所の開設・運営	全部局
		第3節	緊急物資の供給	全部局
		第4節	保健衛生活動	健康部
		第5節	要配慮者への支援	健康部・福祉部・こども部
		第6節	被災者の長期的な生活支援	健康部・福祉部・こども部
		第7節	社会秩序の維持	経営企画部・危機管理部・寝屋川警察署・関係機関
		第8節	ライフラインの確保	経営企画部・都市管理部・上下水道局・関係機関
		第9節	交通の機能確保	都市管理部・関係機関
		第10節	農業関係応急対策	都市デザイン部
		第11節	住宅の応急確保	都市デザイン部
		第12節	応急教育等	教育委員会事務局
		第13節	応急保育等	こども部・教育委員会
		第14節	廃棄物の処理	危機管理部・環境部・都市管理部
		第15節	遺体対策	市民サービス部・福祉部・こども部・寝屋川警察署
		第16節	自発的支援の受入れ	財務部・市民活動部・危機管理部・福祉部・こども部・関係機関
	第2部 災害復旧・復興	第1章 生活の安定		
		第1節	復旧事業の推進	全部局・関係機関
		第2節	公共施設等の復旧計画	全部局・関係機関
		第3節	激甚災害の指定	全部局・関係機関
		第4節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	全部局・関係機関
		第5節	特定大規模災害	全部局・関係機関
		第6節	民生の安定	都市デザイン部
		第7節	経済の安定	財務部・危機管理部・都市デザイン部・福祉部・こども部
		第2章 復興の基本方針		
	第3部 東海地震 関連連 情報に伴う対応	第1節	総 則	全部局・関係機関
		第2節	東海地震注意情報が発表された時の措置	危機管理部・枚方寝屋川消防組合
		第3節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	全部局・枚方寝屋川消防組合
南海トラフ巨大地震 防災対策推進計画	第4章 地震発生時の応急対策等			
	第1 地震発生時の応急対策			
	1	情報の収集・伝達	全部局・関係機関・枚方寝屋川消防組合	
	2	施設等の緊急点検・巡視	全部局	
	3	二次災害の防止	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関	
	4	消火活動、救助・救急活動、医療活動	健康部・福祉部・枚方寝屋川消防組合・消防団・寝屋川警察署・関係機関	
	5	物資調達	経営企画部・危機管理部・都市デザイン部・上下水道局・関係機関	
	6	輸送活動	全部局・関係機関	
	7	保健衛生、防虫・防疫活動	健康部	
	8	帰宅困難者対策	危機管理部	
	第2 資機材、人員等の配備手配			
	1	物資等の調達手配	全部局	
	2	人員の配置	総務部	
	3	災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	全部局・関係機関	
	第3 他機関に対する応援要請			

編	章・節	担当部局
南海トラフ巨大地震防災対策推進計画	1 応援協定の運用	経営企画部・危機管理部・枚方寝屋川消防組合
	2 自衛隊の災害派遣要請の要求	危機管理部
	3 緊急消防援助隊の応援要請	危機管理部・枚方寝屋川消防組合
	4 災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協力要請	環境部
	第4 関係機関との連携協力の確保	
	第5 帰宅困難者への対応	
	第6 大阪府沿岸部の津波被害地域に対する後方支援	
	第7 その他の応急対策の実施	
	第5章 円滑な避難の確保に関する事項	
	第1 避難対策等	全部局・枚方寝屋川消防組合・消防団
	第2 消防機関等の活動	枚方寝屋川消防組合・消防団
	第3 水道、電気、ガス、通信、放送関係	
	1 水道	上下水道局
	2 電気	関西電力株式会社守口営業所
	3 ガス	大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部
	4 通信	西日本電信電話株式会社 関西支店
	5 放送	日本放送協会大阪放送局・各民間放送株式会社
	第4 交通対策	
	1 道路	都市管理部・寝屋川警察署
	第5 公共施設に関する対策	全部局
	1 不特定かつ多数の者が出入する施設	
	2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置	
	3 工事中の建築物等に対する措置	
	第6 迅速な救助	
	1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制	
	2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備	
	3 実動部隊の救助活動における連携の推進	
	4 消防団の充実	
	第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
	第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	全部局・枚方寝屋川消防組合
	第2 建築物等の耐震化の推進	都市デザイン部・施設所管部局・教育委員会・枚方寝屋川消防組合
	1 市施設等の耐震化	
	2 一般建築物耐震化の促進	
	第7章 防災訓練計画	危機管理部・枚方寝屋川消防組合・消防団・関係機関
	第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	危機管理部・総務部・教育委員会・枚方寝屋川消防組合・消防団・関係機関
	1 市職員に対する教育	
	2 市民等に対する教育	
	3 児童・生徒・園児・保育所児に対する教育	
	4 防災上重要な施設管理者に対する教育	
	5 相談窓口の設置	
	第9章 南海トラフ巨大地震等の時間差発生による災害拡大防止	
	第1 南海トラフ巨大地震が時間差発生した場合への対応	
	1 対応方針	危機管理部
	2 応急危険度判定の迅速化等	都市デザイン部・都市管理部

編		章・節	担当部局
風水害等 応急対策・ 復旧対策		第1章 災害警戒期の活動	
		第1節 気象予警報等の伝達	全部局・関係機関
		第2節 組織動員	全部局
		第3節 警戒活動	経営企画部・危機管理部・都市デザイン部・都市管理部・ 上下水道局・関係機関
		第4節 避難の指示及び誘導	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関
	第1部 風水害 応急対策	第2章 災害発生後の活動	
		第1節 災害情報の収集伝達	全部局・関係機関
		第2節 災害広報・広聴活動	経営企画部・財務部・関係機関
		第3節 広域応援等の要請・受入れ	経営企画部・財務部・市民活動部・危機管理部・総務部・ 健康部・福祉部・こども部
		第4節 災害緊急事態	全部局・関係機関
		第5節 自衛隊の災害派遣	危機管理部
		第6節 消防計画	枚方寝屋川消防組合・消防団
		第7節 救助・救急活動	福祉部・こども部・枚方寝屋川消防組合・消防団・寝屋 川警察署・関係機関
		第8節 医療救護活動	健康部・福祉部・こども部・関係機関
		第9節 緊急輸送活動	全部局・関係機関
		第10節 交通規制	都市管理部・寝屋川警察署・関係機関
		第11節 公共土木施設・建築物等応急 対策	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関
		第12節 ライフラインの確保	経営企画部・都市管理部・上下水道局・関係機関
		第13節 交通の確保	都市管理部・関係機関
		第14節 農業関係応急対策	都市デザイン部
		第15節 災害救助法の適用	全部局
		第16節 指定避難所の開設・運営	全部局
		第17節 緊急物資の供給	全部局
		第18節 保健衛生活動	健康部
		第19節 要配慮者への支援	健康部・福祉部・こども部
		第20節 被災者の長期的な生活支援	健康部・福祉部・こども部
		第21節 社会秩序の維持	経営企画部・危機管理部・寝屋川警察署・関係機関
		第22節 住宅の応急確保	都市デザイン部
		第23節 応急教育等	福祉部・教育委員会
		第24節 応急保育等	福祉部・こども部・教育委員会
		第25節 廃棄物の処理	危機管理部・環境部・都市管理部
		第26節 遺体対策	市民サービス部・福祉部・こども部・寝屋川警察署
		第27節 自発的支援の受入れ	財務部・市民活動部・危機管理部・健康部・福祉部・こ ども部・関係機関
	第2部 事故等災害 応急対策	第1節 市街地災害応急対策	全部局・枚方寝屋川消防組合
		第2節 危険物等災害応急対策	全部局・枚方寝屋川消防組合
		第3節 その他災害応急対策	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関
		第4節 原子力災害応急対策	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関
	第3部 災害復旧・ 復興対策	第1章 生活の安定	
		第1節 復旧事業の推進	全部局・関係機関
		第2節 公共施設等の復旧計画	全部局・関係機関
		第3節 激甚災害の指定	全部局・関係機関
		第4節 災害復旧事業に伴う財政援 助及び助成	全部局
		第5節 特定大規模災害	全部局・関係機関
		第6節 民生の安定	都市デザイン部
		第7節 経済の安定	財務部・危機管理部・市民サービス部・都市デザイン部・ 福祉部・こども部
		第2章 復興の基本方針	全部局・関係機関